

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

第8次熊本県保健医療計画（以下「県計画」という。）の策定にあたり、その基本目標である「県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための持続可能な保健医療体制の構築」の実現に向けて、熊本・上益城地域保健医療圏においても保健医療施策を効果的に実施するために、第8次熊本・上益城地域保健医療計画（以下「地域計画」）を策定します。

地域計画では、将来を見据えた保健医療体制に向けた取組の方向性等を明らかにするとともに、その実現に向けて、各関係機関が主体的に保健医療に関する施策を推進できるよう、地域保健医療推進協議会など、関係機関との協議や検討を通じて地域の課題や現状を整理・共有するとともに、地域の実情に応じた体制整備や課題解決に向けた具体的な取組を記載するものとします。

2 地域計画の位置づけ

地域計画は、地域における保健医療施策の指針を示す基本的な計画として、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく医療計画となる県計画と一体的に推進するものです。

また、地域計画は、県計画に掲げる保健医療施策について地域課題の掘り下げや地域の実状に応じた体制整備が必要となるものを中心に、県計画の内容との整合を図りながら、様々な取組を具体化・重点化するものです。

地域計画では、熊本・上益城地域で特に重点的に取り組む事項を中心に記載します。なお、地域計画に記載していない事項については県計画に沿って実施するものとします。

3 地域計画の期間等

地域計画の期間は、県計画と同様に令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

なお、毎年度、熊本・上益城地域保健医療推進協議会や関係部署間で、施策の取組状況や実績等について情報共有やモニタリング等の実施と評価を行い、必要に応じて、具体的取組や評価指標の見直しを行います。

4 地域計画の構成

県計画に掲げる保健医療施策の各項目のうち、地域の実状に応じた施策が必要となるものの中から、熊本・上益城地域で一体的に取り組むべきものを「共通項目」として6項目選定。さらに、熊本・上益城地域でそれぞれ重点的に取り組む保健医療施策を、熊本地域で7項目（共通項目と合わせて13項目）、上益城地域で4項目（共通項目と合わせて10項目）選定し、地域編として項目別に記載します。

第8次熊本県保健医療計画の項目			熊本・上益城地域計画 (圏域編・別冊) (案)		
			共通	熊本地域	上益城地域
第1編 基本構想	第1章 計画策定の考え方				
	第2章 計画改訂の背景				
	第3章 計画の目標と施策の柱				
	第4章 地域医療構想の推進				
第2編 基本計画	第1章 保健医療圏の設定と基準病床数				
	施策の柱	第1節 生活習慣病の発症予防と重症予防	第1項 より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善		○
			第2項 生活習慣病の早期発見・対策		○
		第2節 生活機能の維持・向上			○
	第2章 生涯を通じた健康づくり	第3節 社会環境の質の向上			
		施策の柱	第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進	第1項 医療機能の適切な分化と連携	◎
	第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保 (新)			◎	○
	第3項 医療情報の提供・ネットワーク化				
	第4項 医療安全対策				
	第5項 人権に配慮した保健医療				
	第6項 移植医療				
	第7項 血液の確保				
	第3章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供	第2節 疾病に応じた保健医療施策の推進	第1項 がん		○
			第2項 脳卒中		
			第3項 心筋梗塞等の心血管疾患		
			第4項 糖尿病		○
			第5項 精神疾患		○
			第6項 認知症		
			第7項 難病		
			第8項 アレルギー疾患		
	第4章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供	第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第1項 在宅医療	◎	○
			第2項 救急医療	◎	○
			第3項 災害医療	◎	○
			第4項 新興感染症発生・まん延時における医療 (新)	◎	○
			第5項 へき地の医療		○
			第6項 周産期医療		
			第7項 小児医療 (小児救急医療を含む)		
		第8項 歯科保健医療対策			
		第9項 母子保健			
		第10項 高齢者保健医療福祉 (介護保険含む)			
		第11項 障がい保健医療福祉			
第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成	第1節 医師				
	第2節 歯科医師				
	第3節 薬剤師				
	第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師				
	第5節 管理栄養士・栄養士				
	第6節 歯科衛生士・歯科技工士				
	第7節 その他の保健医療従事者				
	第8節 介護・福祉従事者				
第5章 地域における健康危機への対応	第1節 健康危機管理に関する体制			○	
	第2節 感染症への対策	第1項 感染症対策の推進 ※輸入感染症も含めて記載			
		第2項 結核			
		第3項 エイズ・性感染症・肝炎			
	第4節 食品、医薬品等の安全対策	第1項 食中毒・食品安全			
第2項 医薬品等の安全対策					
◎共通重点項目 ○各地域の重点項目			6項目	13項目	10項目
※「救急医療 (共通項目)」及び上益城地域の重点項目として「救急医療 (山都救急医療圏)」について記載					